

北広島市遊水地利活用検討懇話会開催要綱

(開催)

第1条 市長は、国が千歳川河川整備計画（平成17年4月北海道開発局策定）に基づく治水対策として実施する東の里地区遊水地整備事業に伴う遊水地の利活用に関し意見交換を行うため懇話会を開催する。

(意見交換)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 遊水地の利活用に関すること
- (2) 遊水地の利活用計画に関すること

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 市東部地区の町内会連合会の代表者
- (2) 市東部地区の老人クラブの代表者
- (3) 道央農協北広島地区及び同地区女性部の代表者
- (4) 北広島商工会女性部の代表者
- (5) 公募に応募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 懇話会の座長は、互選により決定する。

(開催期間)

第4条 懇話会は、平成22年11月1日から平成23年1月31日までの間に開催する。

(謝礼及び旅費)

第5条 懇話会に参加した構成員に対し謝礼及び旅費を支払う。

- 2 謝礼の額は、1日につき5,000円とする。
- 3 旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)において定める額とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、建設部庶務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。